

# 高知中央・高幡・安芸医療圏 脳卒中地域連携パス運用ガイドライン

## 1 パスの作成の目的

- (1) ・急性期脳卒中患者の円滑な治療の継続体制を地域で構築する  
・医療連携の様々な問題を解決する  
上記の目的のため、地域連携パスを作成する

## 2 地域連携パス参加施設

- (1) 脳卒中地域連携パスに賛同する医療機関・施設・在宅部門等、脳卒中診療に携わる幅広い機関。
- (2) それぞれの医療機関等の機能に合わせて、最初入院を受け入れる保険医療機関、転院後の入院医療を担う保険医療機関、外来医療等を担う連携保険医療機関に分け、これらを「高知中央・高幡・安芸医療圏脳卒中地域連携の会」 会員とする。この時、複数の機能を持つ医療機関等はその区分毎に登録する。
- (3) 脳卒中連携パス運用に係る診療報酬の算定を行う医療機関は、該当する診療科について厚生支局に届け出ること。
- (4) 他の医療圏であっても、参加を希望する施設は連携が必要な場合は参加を妨げない
- (5) 医師会、行政は単独で参加する

## 3 参加施設の義務

- (1) 定期的開催される脳卒中地域連携パスの会・勉強会・講演会などに積極的に参加する。2.(3)で届けた医療機関については、提出したリストに応じてそれぞれ年3回以上の面会を行う。
- (2) 地域連携パスの使用状況調査に協力する。
- (3) 脳卒中連携に関する諸問題に積極的に関与する。
- (4) 地域連携パスの改定にあたってはこれに協力する。
- (5) 地域連携パスの使用によって脳卒中診療の向上、脳卒中連携の向上に努める。

## 4 地域連携パスについて

- (1) 高知中央・高幡・安芸医療圏脳卒中地域連携の会を中心に高知県で運用する。将来的には県内統一の脳卒中連携パスを目指す。
- (2) 診療報酬改定に合わせて2年毎に地域連携パスの改定を行う。実際に運用している現場の声を反映させる。
- (3) 得られた情報は個人情報に留意し共同の目的に使用する。
- (4) 地域連携パスのデータは毎年これを公表する。
- (5) 地域連携パスの流用、他のパスへの応用などは原則認めるが、出典を明らかにしたうえで利用する。
- (6) 地域連携パスの運用に関しては別途、使用手順書を定める。

## 5 事務局

- (1) 連携パスの事務局は、高知大学医学部脳神経外科学講座の高知中央・高幡・安芸医療圏脳卒中地域連携の会事務局が行う

以上